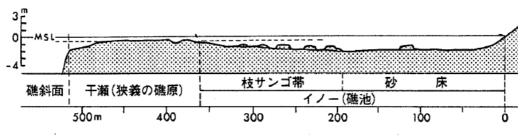
用語集

あ

イノー

「干瀬」の内側に広がるサンゴ礁(礁池)。



図一1 本部半島北部(与那嶺海岸)におけるサンゴ礁の縦断面形

出典:土地分類基本調查(沖縄県)

遠景

遠方の景色。遠くに見える景色。一本一本の樹木のアウトラインは、もはやとらえることができない。空気遠近法の影響で、テクスチャーは単調になり、色の変化は明度差の変化も淡くなる。

円錐カルスト

湿潤な熱帯地域に発達するカルスト凸地形のひとつで、石灰岩の円錐状の高まり。日本では沖縄島北部の本部半島に好例が見られるのみである。本部町山里から大堂付近にかけて、約100mの高さに海岸段丘が形成され、その上に比高50~100mの円錐カルストが発達する。頂上付近には溶食によるドリーネ、ポリエがみられる。→カルスト地形、ドリーネ、ポリエ

沖縄振興計画

沖縄振興特別措置法に基づいて策定する総合的な計画で、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものである。三次にいたる沖縄振興開発計画に替わる計画として、平成14年7月に決定され、平成14年度から平成23年度までの10年間が計画期間となっている。

オープンスペース

建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地を総称していう。具体的には、公園緑地、河川敷、駅前広場などが挙げられる。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告版、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもののこと。

か

神ハサーギ

神アシャギまたは神アサギとも呼ばれる。村々において神を招請して祭祀を行う場所。本来建物の有無とは関係ないが、そこに建てられた祭祀用建物も神アシャギと呼ばれるようになった。建物は、四方壁のない四柱造りの竹茅葺き屋根で、軒が低いことが特徴である。

カルスト地形

石灰岩など可溶性の高い岩石が浸食作用の結果、形成された地形。石灰岩は、石灰石を主要構成鉱物とし、炭酸ガスを含む水に容易に溶かされる。また、石灰岩は空隙が多く、透水性が高い。よって、石灰岩の分布する地域には、地下水系が発達し、それにともない、地表には、カレン、ドリーネ、ウバーレ、ポリエが形成される。カルスト地形は、その地域の気候や降水量と密接に結びついており、温帯ではドリーネなど凹地形、湿潤な熱帯では円錐カルストなど凸地形が発達する。→円錐カルスト、ドリーネ、ポリエ

幹線道路

全国、地域または都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通過交通の割合が高く、重交通、広幅員、高規格の道路であることが多い。

近景

近くの景色。一本一本の樹木の葉、幹、あるいは枝ぶりなどの特徴が、視覚的に意味をもつ領域である。自然としての樹木を感じとることのできる、それと一体感のもてる親密な領域であるということができる。

景観

「景」は眺める対象を表し、「観」はそれを眺める主体である人の感じ方や価値観を表す。景観は、自然や集落の姿だけでなく、地域の歴史や文化、風俗等私たちの暮らしに関わるすべてのものから構成される。目に見えるものだけでなく風の音や三線の音、地域の言葉、潮の香りなど五感をもって感じ取れるもの、その地域で生活してきた人々の心の中の風景(心象風景または原風景)も含む。

景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る地方公共団体のこと。都道府県、政令市、中核市、そして都道府県との協議・同意を得たその他の市町村のことである。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。→景観計画

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進めるために定める基本的な計画のことである。景観計画には、決めるべき必須事項と選択事項がある。必須事項としては、景観計画区域と方針、届出対象行為(条例で追加や限定が可能)ごとの景観形成上の制限内容(景観形成基準)等、選択事項としては、屋外広告物の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備方針、占用基準等を定めることができる。また、通常行われる行為については届出に対する勧告が可能である。他方、建築物・工作物の色彩やデザインに関する形態意匠に関わる行為については、条例に位置づけることで、変更命令まで可能となる。→景観行政団体、屋外広告物

景観資源

景観上、重要と思われる資源(要素)のこと。

景観重要樹木

景観上重要な樹木(文化財にならないような新しいものも可)を景観重要樹木として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。→ 景観行政団体

景観重要建造物

景観上重要な建造物(文化財にならないような新しいものも可)を景観重要建造物として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。また、外観保存のための建築基準法の規制の一部を緩和し、税制上も適切に評価することができる。→景観行政団体

景観地区

特に良好な景観を形成することを目的に、都市計画として市町村が決定する地区のことである。建築物の形態意匠、高さ、壁面位置等について総合的に規制することが可能となる。

景色

山・野原・川・海など、自然を中心としたながめ。風景。 《類義語》風光。風致。風色。景観。



自然公園法

自然公園法(昭和32年(1957年)6月1日法律第161号)は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的(第1条)として定められた法律。

シニグ

シニーグ。シヌグイ。シヌグ。収穫がすみ、次の新しい農作に移る前に、豊作を祈願して行われる祭り。具志堅では、旧暦7月19日から7月25日まで行われる。

礁縁(リーフエッジ)

サンゴ礁地形の先端部。

スカイライン

地平線。山や建物などが空を区切って作る輪郭。

総合計画

地方自治法第2条第4項に定められている、自治体の全ての計画の基本となる計画。通常、自治体の目指す将来像と将来の目標を明らかにした基本構想、基本的施策を実現するために必要な施策を示した基本計画、施策について具体的な事業内容や実施時期を明記した実施計画の3つからなる。



地区計画

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性に ふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、及び保全するための詳細な計画。住民意識 の高まりに対応し、昭和55年に創設された制度。

骨景

近くと遠くとの間の、中ほどに見える景色。中間の景色。一本一本の樹木のアウトラインすなわち 樹冠は看取できるが、近距離景で見られた一本一本の樹木のディテールは、もはやとらえることの できない領域である。

土帝君 (ティーティンク)

古代中国の土地関係の神の一種であり、村や部落の守り神とされ、一般には土地神とよばれた。 11世紀から広く信仰されたが、現在では農民は農業神、漁民は大漁の神、商人は商売繁盛の神な ど、それぞれの職業に結びつけられている。

定性的な基準

量的・数値的に表現できない特性に関する基準。

都市計画(市町村)マスタープラン

市町村が創意工夫のもと、住民意見を反映させ将来ビジョンを確立し、地域毎の将来象等、都市計画法第18条の2に基づき当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるもの。市町村が定める都市計画は、この方針に即しなければならない。

ドリーネ

円または楕円形の輪郭としたすり鉢状ないしは皿状のカルスト凹地形のこと。石灰岩の溶食により形成された溶食ドリーネ、地下水系の崩壊により形成された陥没ドリーネ、沖積層が石灰岩の割れ目などに流れ込んだ沖積ドリーネに区分される。



日本風景街道

道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台に、多用な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源や個性を活かした国民的な原風景を創成する運動。地方ブロック毎に設置された「風景街道地方協議会」において、平成19年9月以降「風景街道」の第1回目の登録が行われ、平

成22年8月5日現在、全国で合計119ルートが登録された。 →琉球歴史ロマン街道「宿道」

ノッチ

海崖が水平的に窪み、その地形が海崖に沿って連続している地形。石灰岩海岸地域に多くみられる。 科学的な溶食、波食、生物による侵食などが要因として考えられる。



風景

自然・人・建築物などによって形作られる、その場所・場面のようす。ながめ。けしき。 用例:田園風景 《類義語》風光。風色。景。景観。光景。

干瀬(ひし)

干潮時に干出する平らなサンゴ礁の面。

プロムナード

歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間。遊歩廊ともいう。展示などのため建 物の中に設けられた廊下のことをいうこともある。

ポリエ

ドリーネやウバーレ (いくつかのドリーネが結合して生じた不規則な平面形の凹地) が多数結合して形成された平坦で広いカルスト凹地。沖縄県本部町の大堂ポリエは、円錐カルストに囲まれ、約140mの高度にあり、約0.4kmの面積である。



マンセル値

ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性で表した値のこと。色相は、色合いを指します。赤 (R) 、黄赤 (YR) 、黄 (Y) 、黄緑 (GY) 、緑 (G) 、青緑 (BG) 、青 (BG) 、 青 (BG) 、 十 (BG) 、 (BG) 、(BG) 、 (BG) 、 (B

緑の基本計画

平成6年の都市緑地保全法の改正により創設された。従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合し、総合的な緑についてのマスタープランとなる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。区市町村が自主性を持って策定するもので、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備・保全を図るための計画として、緑地に関する規制、誘導、整備などの諸施策を推進する指針ともなる。



屋取集落

士族の帰農によって沖縄本島各地で形成された小集落。18世紀初頭に、政治、経済、文化の中心であった首里、那覇から農村地域に士族の人口移動が行われた。これらの士族帰農の移住者は、居住人として、旧来の百姓(地人)とは区別され、士族は、地人の住む古来の百姓村から遠く離れて、農地のなかに転々と宅地を構えた。士族は、わびしい生活を余儀なくされ、いずれは中心地域に戻るという信念を持っていたものもいたが、ついに定着同化して集落化する方向へ進むこととなり、いわゆる屋取集落と称する集落形成に至る。屋取には、①独立屋取(従来伝統の本村から独立して屋取のみで行政的単位村を構成するもの)、②共存屋取(本村と屋取が共存するもの)、③従属屋取(いまだに本村に従属する段階のもの)の3つの類型がある。従来伝統の本村(古村)と屋取起源の村(新村)とは、集落の立地・形態・内部構造の相違が大きい。

ゆうもどろ

「あけもどろ」という言葉は、沖縄・奄美諸島に伝わる古代歌謡「おもろさうし」の中で語られた言葉で、南国の太陽が東の空に昇るとき、一瞬、色あざやかな光がうず巻状をなして織りなしてくる荘厳で雄大な光景をさしたもの。「ゆうもどろは」それを西の空に沈む太陽が織りなす光景をさす造語で、本町の風景等を表現する際によく使用される。

5

ランドスケープ

一般に、風景、景色、眺め、景観などと訳されている。都市計画や土木、建築分野では、自然地 形を基本として自然ないしは人為作用を受けた土地、植生、水面などと、建築物や土木構造物か ら構成される景観をいう。

ランドマーク

地域を特徴づける顕著な景観要素で、地域の目印のようなものをいう。ランドマークには、地域の象徴的な意味もあり、分かりやすいまちづくりの重要な要素となっている。

リーフエッジ

→礁縁(しょうえん)



ワークショップ

都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、 それらの評価などを行っていく活動をいう。

参考文献

- ○三訂 都市計画用語事典(都市計画用語研究会編著)
- ○まちづくりキーワード事典 第三版 (三船康道+まちづくりコラボレーション著)
- ○沖縄大百科事典(沖縄タイムス社発行)
- ○景観用語辞典 (篠原修編著)

本部町景観計画 平成二十三年三月

〒905-0292 沖縄県本部町字東5番地 本部町役場 建設課

> TEL (0980) 47-2111 FAX (0980) 51-6007

写真提供: 友利 哲夫氏